

## 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

# 令和3年度若年者就労支援室構成団体募集要項

### ご案内

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターが運営する若年者就労支援室「あんだんて」で若者支援に関する活動を行う若年者就労支援室構成団体(以下「構成団体」という。)を公募します。当財団の事業内容等をご理解いただき、若者支援を展開する一員としてご参加いただける団体のご応募をお待ちしています。

### 1 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターとは

当財団では、障害者、高齢者、若年非就業者等に対する就労支援事業、中小企業勤労者、事業主及び区民に対する勤労者福祉事業、リサイクル活動の普及促進及び活動団体を支援する事業、法律に基づく障害者福祉事業など多岐にわたる事業を展開しています。事業運営にあたっては、新宿区の総合計画や実行計画などに沿って毎年度事業計画を作成しています。

働きたいと思うすべての新宿区民、さらに、既に働いている勤労者への支援をも含む包括的な支援を行うため、当財団は区民の「働きたい」「社会に貢献したい」という思いをかなえ、「働き続ける」ことを応援することを財団のミッションとして掲げています。

### 2 若年者就労支援室「あんだんて」とは

#### ■事業概要

働くことや自立に不安や悩みを感じている新宿区在住の15歳から概ね39歳までの若者とその家族に対し、主に以下の(1)～(4)の相談やプログラム等を提供し就労・進学等の自立に向けた支援を行っています。

#### (1) 若者専門相談

- ①就労・進学など自立に向けた相談
- ②臨床心理士等による心理カウンセリング

#### (2) 若者ここ・からステップアップ事業

- ①フリースペース運営(居場所事業)
- ②訪問型PR活動(身近な地域にある施設等を活用した周知活動)

#### (3) スキルアッププログラム

知識や技術の習得を通じた就労準備支援プログラム

#### (4) はじめの一步応援事業

グループワーク、インターンシップ等を盛り込んだ就労に向けた実践的なプログラム

※事業実績等の詳細は若年者就労支援室「あんだんて」ホームページ、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターホームページの「団体概要」に掲載の若年者等就労支援事業をご覧ください。

## ■令和2年度若年者就労支援室構成団体

令和2年度は下記7団体が登録しています。※登録団体数の制限はありません。

- (株)キズキ
- NPO 法人さらプロジェクト
- NPO 法人 星槎教育研究所
- NPO 法人東京シューレ
- (財)日本カウンセリング・センター
- 企業組合労協センター事業団
- NPO 法人 CNS ネットワーク協議会

## 3 構成団体の活動内容

(1)構成団体は以下の活動について実施するよう努めるもととしています。

①若年者就労支援室連絡会議への出席

頻度：年3回程度

内容：若年者就労支援室の運営に関すること、意見交換等。

②新宿区から要請のあった若年者就労支援事業に係る会議等への出席

頻度：年2回他

③採択された若年者就労支援事業助成事業の実施

下記の(2)-①により採択された助成事業の遂行。

(2)構成団体は以下について実施又は参加することができる。

①若年者就労支援事業助成事業の提案募集への参加

②当事業内における自団体の活動周知

## 4 応募・審査

新宿区民を対象とした若者支援を行うことができ、若年者就労支援室「あんだんて」において以下の要件を満たす活動展開が可能であれば団体の形態は問いません。お申込み頂いてから、構成団体登録の可否について審査を実施します。

### ■応募要件

- 若者支援を行う団体である。
- 新宿区及び当財団の方針に沿い、事業実施等できる。
- 公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
- 宗教活動を行う団体ではない。
- 上記3-(1)の「構成団体の活動内容」を実施するよう努めることができる。

### ■提出書類

以下の①～⑤を下記提出先へ持参または郵送してください。提出された書類の返却が必要な場合は返却に要する経費はご負担ください。

①若年者就労支援室構成団体加入申込書（第1号様式）

- ②法人パンフレット等（作成している場合のみ）
- ③履歴事項全部証明書（写）（法人のみ／発効後3か月以内のもの）
- ④その他 活動成果物等（書籍・論文等）
- ⑤法人定款の写し（任意団体等の場合は団体規約）

※郵送申込みの場合の注意事項

- ・簡易書留郵便によらないものの事故については、責任を負いませんので注意してください。
- ・申込封筒の表に「構成団体申込書在中」と朱書きしてください。

## 5 応募から構成団体登録までのスケジュール

- 募集開始 令和3年3月3日（水）
- 募集締切 令和3年3月18日（木） 午後5時（郵送の場合は必着）  
※必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。
- 審査・決定 令和3年3月30日（火） 予定（郵送にて採否の通知をします）

## 6 構成団体登録有効期間

- 構成団体登録日 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- ※構成団体登録期間は1年更新です。

## 7 お問い合わせ

構成団体募集についてのお問い合わせは、下記＜問合せ先・提出先＞へ電話でお問い合わせください。

＜問合せ先・提出先＞（受付時間：午前8時30分～午後5時\*土日祝を除く）  
〒160-0022  
新宿区新宿七丁目3番29号新宿ここ・から広場しごと棟1階  
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター  
若年者等就労支援事業担当：就労支援課 上岡宛て  
（電話：03-3200-3311 FAX：03-3208-3100）